

# 菩薩戒の一考察

佐藤達玄

## 一

智顥（五三八—五九七）撰に擬せられている『菩薩戒義疏』卷上によると、当時道俗の間で依用された菩薩戒本に、(1)梵網本・(2)地持本・(3)高昌本・(4)瓔珞本・(5)新撰本・(6)制旨本の六種<sup>(1)</sup>があつたことを伝えている。この中「制旨本」については具体的説明が省略されて明らかにされていないが、その他他の五種本の受戒儀を表示すると次の通りである。

五種戒本受戒儀一覽表

	梵 網 本	地 持 本	高 昌 本	瓔 珞 本	新 撰 本
受 三 皈 (請 師)	乞 請 師	受 四 不 壞 信	禮 三 世 三 寶	弟 子 入 道 場 禮 仏	師 入 道 場 禮 仏
悔 十 不 善 業	問 遮 凡 十 問	懺 悔 十 惡 五 逆	禮 十 方 諸 仏	弟 子 入 道 場 禮 仏	請 三 寶
勅 請 十 重 相 聽 約 生	念 戒 師 白 諸 仏	說 十 重 戒	請 三 皈 三 聚 淨 戒	令 起 心 念 三 寶	請 諸 聖 作 師
讚 結 請 諸 聖 作 師	(請 師) 三 聚 淨 戒 受 三 聚 淨 戒 重 騰 前 十 重 戒	(請 師) 三 聚 淨 戒 請 諸 聖 作 師	(請 師) 三 聚 淨 戒 請 諸 聖 作 師	(請 師) 三 聚 淨 戒 請 諸 聖 作 師	(請 師) 三 聚 淨 戒 請 諸 聖 作 師

發	願	願	願	願	願
	讚 結	讚 結	讚 結	讚 結	讚 結
	欵 撮 (証 明)	欵 撮 (証 明)	欵 撮 (証 明)	欵 撮 (証 明)	欵 撮 (証 明)
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
發	願	願	願	願	願
讚	欵	欵	欵	欵	欵
結	撮	撮	撮	撮	撮
	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚	讚	讚	讚
結	結	結	結	結	結
	發	發	發	發	發
	讚	讚	讚	讚	讚
願	欵	欵	欵	欵	欵
欵	撮	撮	撮	撮	撮
撮	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)	(証 明)
發	發	發	發	發	發
讚	讚	讚</td			

「戒」による受戒もそれに劣らぬ勢力を示していたことが、高僧たちの伝記によつて知ることができるのである。

『僧伝』の著者はいづれも戒学の権威者であるにもかかわらず、高僧たちの出家受戒の記録については、ただ「受具」とか、「受菩薩戒」・「授菩薩戒」という形式によつて示すだけで、その戒儀は何であったか、また戒相は何であったかについては全くふれていないから、詳細な点は明らかでない。

前述の六種戒本について多くの戒本が出現している。伝教大師は『内証血脉譜天台円教菩薩戒相承師々血脉譜一首<sup>(2)</sup>』において、慧思（五一五—五七七）伝をのべ、慧思に『授菩薩戒文』一卷があつて盛んに世に行われたと記しているし、道宣も『続高僧伝』卷十七の慧思伝で、かれが「行三大慈悲、奉菩薩戒<sup>(3)</sup>」とのべているから、慧思撰述説を肯定するようになり受けとることができるのである。しかし最近の研究によればそれは慧思撰述ではなく、唐代の玄奘（六〇〇—六〇二—一六六四）以後の撰述と断定すべきであるという見解が発表されていることは注目すべきである。

ここで六種本中、「高昌本」・「制旨本」について若干ふれておきたい。「高昌本」は別名を「暢法師本」というが、玄暢（四一六—四八四）の依用した戒本がなぜ「高昌本」というかについて、智顥はつぎのように説明している。

玄高の高弟で、宋の文帝の元嘉二十二年（四四五）五月に、平道進が曇無讖（三八五—四三三）より授けられた菩薩戒は亦隨往、值<sub>ニ</sub>高昌荒餓<sub>一</sub>進生割<sub>ニ</sub>己身<sub>一</sub>以救<sub>ニ</sub>飢者<sub>一</sub>因此捨<sub>ニ</sub>命<sub>一</sub>」<sup>(5)</sup>といふ。このため高昌出身の道進の弟子僧遵と比丘の曇景の二人が師の戒法を弘めたので、その名をとつて「高昌本」というと説いている。また慧皎はこの「高昌本」による受戒作法が弘通したことについて、つぎのように述べている。

曇無讖の高弟道朗が自ら戒臘を卑しんで、道進の法弟になろうとしたことから、道進の名声が高まり、進に従つて受戒を希望する者が千余人に及び、それらの人びとによってこの受戒法が伝受され、慧皎当時まで盛行していた<sup>(6)</sup>といふから、「高昌本」による受戒作法はかなり広範囲にわたつて影響力をもつていたことが知られる。

しかもこの「高昌本」の別名が「暢法師本」といわれた理由は、玄暢が元嘉の末（四五三）、魏から荆蜀の間に菩薩戒を宣授していたことによるのである。そしてそれは「高昌本」にほぼ似ていたが、少しく違うところがあつたので「暢法師本」という別名が与えられたのである。そして玄暢の伝える受戒法は曇無讖から始まるのであるが、「地持」よりは少し広範囲にわたるものであり、それが「自<sub>ニ</sub>齊宋<sub>一</sub>己來、多用<sub>ニ</sub>此法<sub>一</sub>」といわれている。

玄暢は仏陀跋陀羅（三五九—四二九）系の禪者として有名な道進が曇無讖（三八五—四三三）より授けられた菩薩戒は

城から江南揚州に来て、經・律・禪及び三論に通じた当時の代表的な学者として名声高く、その教学の深さについては『出三藏記集』卷十一所収の「訶梨跋摩伝序」<sup>(9)</sup>から推察することが可能である。かれは江南佛教界の代表的な人物として、その皈依者には宋の文帝を始め、齊の驃騎予章王嶷、河南の吐谷渾主、司徒文宣王、文惠太子等の名が見えることからも、その人柄がしのばれると思う。

玄暢は江南揚州からさらに荊州・成都へ、さらに順帝の昇明三年（四七九）には岷山（甘肃省岷県）へと錫を移し<sup>(10)</sup>、文字通り東奔西走して弘律に専念したのである。

また『梁高僧伝』卷十三所収の法獻伝によると、齊の永明中（四八三—四九三）、法獻と共に僧主として南北の教団を治め、法獻が勅により三具の二衆を沙簡した際、玄暢も同じく東行して受戒の法を申べたと伝えている。

さて、「地持本」の流れをくむ「高昌本」の受戒作法の特長は、「地持本」が言及しない十重の戒相を説くことにある。

『梵網經』を採用する「瓔珞本」が十重戒を説くのは当然のことであるが、系統の異なる「高昌本」までが十重戒を導入せざるをえないほど、「梵網本」による受戒作法が流行していたことを物語つてゐるのである。

「制旨本」に関しては、『菩薩戒義疏』に基づいて「制勅流行本」とか、あるいは廣州制旨寺の真諦三藏所出本とかいわ

れているが、土橋教授によるとそれは梁武帝の撰述になる『受菩薩戒法』<sup>(11)</sup>であろうと指摘されている。この推論の傍証として『続高僧伝』卷六、慧約伝に

「(天監十一年)……帝乃博採三經教、撰立戒品。條草畢舉、儀式具陳、製造圓壇、用明果極。……至三十八年己亥四月八日、天子發弘誓心受菩薩戒。」

と、同じく卷五、法雲伝に

「帝抄三諸方等經、撰受菩薩法。構等覺道場、請草堂寺慧約法師、以為智者、躬受三大戒以自莊嚴。」

という二伝によって、武帝に戒品の撰述すなわち大乘經典より抄出した『受菩薩戒法』があつたことが知られる。<sup>(12)</sup>そしてその撰述年代は天監十一年（五一二）から同十八年（五一九）までの間であり、「制旨」の名が附せられたものは、中国の典籍目録からみても梁武帝の撰述以外にはみられない。また土橋教授の紹介したペリオ本『出家人受菩薩戒法』卷第一の跋文によると、

「大梁天監十八年歲次己亥夏五月、勅寫、用紙二十三枚、戴肅桐書、署人山之謨、互官寺訖慧明奉持」

とあるのは、前掲の慧約伝に武帝が天監十八年四月八日、自ら撰述した『受菩薩戒法』によつて、慧約から受戒した翌月に勅写を命じたことになると考察している。この『出家人受菩薩戒法』には「為在家出家受菩薩戒法」とあり、智顥も

これを裏付けるかのように「制旨本」について、たことになる。

「制旨受戒法、備有在家出家方法。文広不列也」<sup>(17)</sup>

とのべてているから、武帝がこの受戒法に基づいて受戒したとみるべきであろう。

ペリオ本によると、

「世間所伝菩薩戒法、似欲依三經、多附小乘行事。」<sup>(18)</sup>といつて、当時の受菩薩戒法に「地持」、「梵網」の二つの系統があつて、それは多く小乗の行事を取り入れていたことを指摘すると共に、当時流布していた菩薩戒法に六家があつたとして、

「撰菩薩戒法、乃有多家。鳩摩羅什所出菩薩戒法。高昌曇景口所伝、受菩薩戒法。羅什是用梵網經。高昌云弥勒所集。亦梵網經長沙寺玄暢所撰菩薩戒法。京師又有依優婆塞戒經。撰中菩薩戒法。復有依瓔珞本業經。撰中菩薩戒法。復有依觀普賢行經。撰中菩薩戒法。粗是所見、略出六家。譬共入水、求流離珠、各隨所得、歡喜受持、世行已久。……」。

とのべてている。これによつても羅什本・高昌曇景本・玄暢本・優婆塞戒本・瓔珞本・觀普賢行本等が世に盛行していたことが知られる。『菩薩戒義疏』の伝える六本を始めとして、安然の『普通授菩薩戒廣釈』の十本や、その他のものを挙げるなど、重複するものを除いても各地で種々の戒本が行われてい

境野黄洋博士は中国における大乗戒の經典として、後世に至るまで大きな影響を及ぼしたもののは『瓔珞經』・『梵網經』。

『地持經』であるとのべていて、『瓔珞經』二卷については『出三藏記集』卷四<sup>(20)</sup>や、費長房の『歴代三寶紀』卷八には竺法念（四世紀末）訳としている。だが本經は中國成立の疑経で梁代（五〇二—五五七）以前の成立であるという説もあり、中国成立説は今日では学界の常識となつていて、

『梵網經』についても『歴代三寶紀』卷八<sup>(21)</sup>は、羅什の訳出であることを主張しているが、『出三藏記集』卷十一所収の作者未詳『菩薩波羅提木叉後記』では、

「什言、此戒出梵網經中」<sup>(22)</sup>

とのべてているから、羅什が訳出したことを認めていない。それゆえ僧祐のころ、すなわち五世紀半ばごろには『菩薩波羅提木叉』は存在していたとみてよい。このことは同時代の慧皎の『梁高僧傳』卷二の中でも、羅什が『菩薩戒本』を訳したとのべてているし、同じく道融伝でも

「請什出菩薩戒本。今行於世」<sup>(23)</sup>

とのべてているから、五世紀半ばごろには『梵網經』は中国仏教界に流布していたことは明らかである。ここにいう『菩薩

戒本』とは現存の『梵網經』二卷の中、下巻に相当するものである。

つぎに曇無讖訳の『菩薩地持經』十巻は、北涼の玄始七年（四一八）ごろに訳されている。この經は弥勒菩薩の『瑜伽師地論』本地分中の「菩薩地」の異訳であり、瑜伽系の戒としてこれが最初であるし、また中国で訳出された大乗戒としてもこの『菩薩地持經』が最も早いといえよう。

このように三經の訳出や成立年代からみて、中国における大乗戒の流布は五世紀に始まることが明らかで、それ以前に遡ることはできない。またインドの戒律が中国に完全な姿で伝訳されたのは、五世紀初頭よりわずか二十年間であり、『梵網經』がかりに大野説に従つて、宋の元嘉八年（四三二）——南齊の建元年間（四七九—四八二）の間に成立をみたとしても、四大廣律が訳出されてから三十年ほど経た四五〇年ごろには、『梵網經』がすでに存在していたのである。これが羅什訳かどうかは異論のあることであるが、羅什以前に大乗菩薩戒は全くなかったと断定することはできない。すなわち僧祐（四四五—五一八）の『出三藏記集』の各處にみえる菩薩戒に関するものを挙げると、卷二の「新集撰出經律論錄」第一<sup>(28)</sup>に曇無讖の訳出經として

- (1) 菩薩地持經八巻、或云、菩薩戒經、或云菩薩地經。
- (2) 菩薩戒本一巻、別録云、燉煌出。

- (3) 優婆塞戒七巻。
- (4) 菩薩戒經八巻。
- (5) 菩薩戒優婆塞戒壇文一巻。

などを挙げている。曇無讖訳は瑜伽論系のものであるから、ここに挙げたものは「地持戒」関係のものといえよう。

また同じく卷四の「新集統選失訳雜經錄」第一の「有經目録」<sup>(29)</sup>に

- (1) 菩薩戒自在經一巻抄
- (2) 菩薩戒要義經一巻
- (3) 菩薩戒經一巻 異出本似抄
- (4) 菩薩受戒經一巻異出
- (5) 受菩薩戒次第十法一巻
- (6) 菩薩戒獨受壇文一巻
- (7) 菩薩懺悔法一巻
- (8) 菩薩懺悔法一巻異本
- (9) 菩薩受齋戒一巻
- (10) 菩薩施懺悔法

また同じく「未見目録」に

- (1) 在家菩薩戒經一巻
- (2) 在家律儀經一巻

などあり、出家菩薩としての発心・受戒・懺悔の作法や、在家菩薩の受戒作法なども早くから成立して依用されていたこ

とが知られるから、五世紀半ばごろには菩薩戒は当然行わはていたことは明らかである。

また『衆経目録』卷五<sup>(31)</sup>には『出三藏記集』と同様に、菩薩戒に関する資料を多数あげているが、前者と重複するものを除くと次のようなものがみえる。

(1) 菩薩悔過法經一卷 晉世竺法護訳。

(2) 菩薩斎法一卷

一名正齊  
一名持齋  
菩薩斎法  
晋世竺法護訳

同本異訳

(3) 菩薩斎法一卷

晋世竺法護訳

(4) 菩薩波羅提木叉經一卷 失訳

(5) 菩薩受斎經一卷

"

(6) 在家菩薩戒一卷

"

(7) 在家律儀一卷

『出三藏記集』の「未見目  
録」と同一か。

(8) 菩薩戒經抄一卷 衆律抄

(9) 菩薩受戒法一卷 "

(10) 菩薩出入諸則經一卷 "

(11) 菩薩地持戒經一卷 出地持論

(12) 菩薩善戒受戒經一卷出善戒經

右のように中国には相当早くから菩薩戒の經典類の伝訳があ

つたが、それは当然のこととして授戒作法を伴うものであるから、儀式修法の形式化は進行していたものと思われる。そして受戒の目的も信仰の皈結としてというよりも、多くは日常生活における種々の祈願のために行われたことを見逃すこ

とはできない。『出三藏記集』卷十一の「法苑雜縁原始集目録序」によると、

(1) 為亡人設福呪願文第二十一

祇律僧

(2) 生子設福呪願文第二十二

"

(3) 作新舍呪願文第二十三

"

(4) 遠行設福呪願文第二十四

"

(5) 取婦設福呪願文第二十五

"

という名目がみられ、それらがいずれも『僧祇律』に出づとして、修法の典拠を律に求めていたことが知られる。これと共に菩薩戒は仏教徒の研究対象として重視され、時代の脚光を浴びるようになったのである。

また『出三藏記集』の同所に

(1) 菩薩戒初至次第受法記第一

(2) 宋明帝受菩薩自誓文第二

(3) 競陵文宣王受菩薩戒記第三

(4) 天保寺集優婆塞講記第四

(5) 文宣王集優婆塞布薩記第五

(6) 宋齊勝士受菩薩戒名錄第六

右の六首の受菩薩戒集は、宋から齊の間（四二〇—五〇二）における国家的な宗教儀礼として、帝王や勝士を中心とする上層部の人びとが菩薩戒を受けていたことが知られる。時代的にみてここでいう菩薩戒とは恐らく「地持戒」であったと思

われる。前述のように梁武帝（五〇二—五四九）が自ら撰述した『出家人受菩薩戒法』に基づいて、「梵網戒」を受けていたことが知られるが、大勢としては「菩薩戒」といえば地持戒の方が優勢であったとみるべきであろう。このことは、その当時の高僧の間に『菩薩地持經』の研究者が多かつたことがこれを証明する。そしてその後「地持戒本」が用いられ、智顗が『菩薩戒義疏』を著わして、「梵網戒」の優位が決定的となつても、「地持戒」の研究はその後も依然として行われていたことは、僧伝類の記述によつて明白である。このことは尚古的立場に立つ中国的思惟に基づくもので、出家者たちの經典に対する見解の一端を示すものとして受け止めるべきである。すなわち『梵網經』が正經ではなく、中国成立の偽經であるということ、このことは經典に対する価値観の上に大きな影響を及ぼしたことは必定である。しかも『梵網經』が仏教界に地位を決定的ならしめたのが、『菩薩地持經』に遅れをとつたという時間的ずれを認めねばならない。それと共に出家者たちの戒学に対する学的良識によれば、『地持經』はインドの瑜伽行における觀法を詳説した『瑜伽師地論』の菩薩地の異訳で、しかもインドの大乘戒經の主流的存在として、出家在家に共通する戒学の基本的立場を示したものであるという伝統的權威が、教界の指導者の心を強く把えたことは否定できない。

### 三

いま『続高僧傳』の記述によつて、「地持」・「梵網」両戒の流布の状態について考察しよう。  
齊代（四七九—五〇二）の鄴下總持寺の慧順（—？）は慧光のもとで出家し、

「三持（三飯）三聚（三聚淨戒）影現於神外。博見融治、陶然有余。講二十地・地持・華嚴・維摩、並立疏記。<sup>34</sup>」  
と伝えられている。同じく齊の林慮山洪谷寺の僧達（四七四—五五六）は、

「聽光師十地、發光明幽旨、遂從受菩薩戒。」<sup>35</sup>

といわれている。慧光はいうまでもなく世親系の學問を弘めた人であり、また『地持論疏』の著があるほどであるから、かれの戒は「地持戒」であったことは明らかである。それゆえ僧達伝にも、

「講華嚴・四分・十地・地持。雖無疏記而敷揚有拋。<sup>36</sup>」  
と伝えていることがこれを立証している。また齊鄴東大覺寺の僧範（四七五—五五五）も、

「講華嚴・十地・地持・維摩・勝鬘、各有疏記。」<sup>37</sup>

とのべ、かれが法席を開くごとに聴衆千余、大儒徐遵明・李寶頂等に「地持戒」を授け、「五衆飯之如市」であつたと記している。

また同じく齊の大統合水寺の法上（四九四—五八〇）伝には、

「既慧業有<sub>レ</sub>聞、衆皆陳請。乃講<sub>二</sub>十地・地持・楞伽・涅槃等部、輪次相続、並著<sub>ニ</sub>文疏<sup>38</sup>。」

とのべてているから、かれが国師として文宣帝を始め、皇妃重臣に授けた菩薩戒は「地持戒」であることは明らかである。文宣帝が法上を戒師として尊崇し、「常布<sub>ニ</sub>髮於地、令<sub>ニ</sub>上践<sub>レ</sub>焉」とあるように、熱烈な信仰であつたことが窺われる。法上が佛教界で指導的役割を果していいたことは、つぎの記事が知させてくれる。すなわち

「魏齊二代、歷<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>統師、昭玄一曹純掌<sub>ニ</sub>僧錄。令<sub>ニ</sub>史員置<sub>ニ</sub>五十許人、所部僧尼二百余万、而上綱領預將<sub>ニ</sub>四十年。」

とのべてているように、北魏・北齊二朝四十年間に亘つて僧統となり、僧尼二百万を統制し佛教界に君臨したのである。

梁代（五〇二—五五七）における鐘山開善寺智藏（四五七—五二二）は、白衣の僧上として佛教界をその手中に掌握しようとした武帝に対し

「仏法大海、非<sub>ニ</sub>俗人所<sub>ヤ</sub>知<sup>39</sup>。」

とその所信を表明した人物として有名であるが、その智藏が梁の武帝に菩薩戒を授けているのである。かれの佛教々学の幅の広さについて『高僧伝』は、

「凡講<sub>ニ</sub>大小品・涅槃・般若・法華・十地・金光明・成実・

百論・阿毘曇心等、各著<sub>ニ</sub>義疏<sub>ニ</sub>行<sub>レ</sub>世。<sup>40</sup>」

と伝えているから、かれの菩薩戒は「地持戒」か「梵網戒」か明らかでないが、『十地經論』を講じたり、『義疏』を著わしたりしていることからみれば、おそらく「地持戒」であつたろうと思われる。しかし梁武帝の菩薩戒は「梵網戒」であつたから、授戒の面からのみ見れば、智藏は「梵網・地持」両戒を兼ね修した人だと考えられる。

なお梁武帝の時代に、南澗寺の大僧正慧超（一五一六）や草堂寺の慧約（四五一一五三五）は共に菩薩戒を授けているが、前者の慧超は武帝の天監年中（五〇二—五一九）に帝の家僧となり、円壇（当時の戒場が円座であったことを示す）を造り、武帝に菩薩戒を授けており、また草堂寺の慧約も天監十八年（五一九）に帝に菩薩戒を授けているが、ともに同時代のこととなり、僧尼二百万を統制し佛教界に君臨したのである。

つぎに隋代（五八一—六一八）の高僧として、まず指を屈すべき者に淨影寺慧遠（四二三—五九二）がいる。かれは北齊の廢仏のとき帝威も恐れずに

「陛下、今恃<sub>ニ</sub>王力自在、破<sub>ニ</sub>滅<sub>ニ</sub>三宝。是邪見人。阿鼻地獄不<sub>レ</sub>據<sub>ニ</sub>貴賤、陛下何得<sub>レ</sub>怖<sup>41</sup>。」

と主張して破仏の非なることを諫め、「法實不<sub>レ</sub>滅」という確乎たる信念をもつて、ついに汲郡（河南省汲県）の西山に隠棲し、道を勤めて倦むことなく、三年の間、法華・維摩等を誦

すること一千遍、戒を守り禪定に励んだのであった。大象二年（五八〇）の復仏の際には、慧遠は少林寺長講を命ぜられている。この慧遠にはかの有名な『大乘大義章』のほかに、『地持疏』五卷、『十地疏』七卷、『地持論義記』十卷があるから、かれの教学思想から推察しても、かれの授けた菩薩戒は「地持戒」であったことが分る。

また陳の南岳衡山の慧思（五一三—五七七）伝によると、かれは「行<sub>二</sub>慈悲、奉<sub>二</sub>菩薩戒<sub>44</sub>」といふが、その菩薩戒とはおそらく「梵網戒」であったと思われる。それは慧思が智顕の師であることと、智顕の講義を門人の章安灌頂が筆録したという『菩薩戒義疏』は、師である慧思の戒学の内容を伝承するものとみてよく、慧思も『梵網經』の研究者であったと判断しても間違はないであろうと思われる。

また京師延興寺の曇延（五一五—五八八）は、華嚴・大論・十地・地持・仏性・宝性論等を研究し、北周武帝の廢仏後の大象二年（五八〇）に、東西の両京におののおの陟岵寺が建てられて、菩薩僧が設置されたときに、かれはその上班にあつたという優れた高僧であつた。曇延の授けた菩薩戒は、その経歴からみて「地持」系の戒であったと思われる。

また相州（河南安陽県）演空寺の靈裕（五一七—六〇五）は、鄆にいた慧光律師の弟子になろうとして、かれの許に往つたところ、たまたま慧光の死後七日に当り、止むなく「投<sub>二</sub>憑

師<sub>一</sub>聽<sub>二</sub>於地論」くこと三年の後、定州に赴いて大戒を受け、「四分」・「僧祇」の二戒を誦し、自らその文を写し八日の中に書誦ともに了つたというように戒学の研鑽にはげんだ。三十歳のころから著述に専念し、『十地疏』四卷・『地持』・『維摩』・『波若』の疏各二卷、『四分律疏』五卷、『受菩薩戒法』并に『戒本』の首尾の註、『僧制寺誥』等のほか五十余卷を著わし、これらが久しく世に行われたと伝えている。

また天台宗の開祖智顕（五三八—五九七）は、その伝に「開土万行戒善為<sub>レ</sub>先、菩薩十受專持最上」

とあり、さらに

「五十余州道俗受<sub>二</sub>菩薩戒<sub>一</sub>者、不可<sub>ニ</sub>稱紀<sub>45</sub>」

と伝えているから、庶民の戒律への関心のほどが知られ、陳の宣帝（五六八—五八二）も智顕から戒を受けた一人である。

後に煬帝となつた晋王広が、開皇十一年（五九一）に智顕を揚州に招いて菩薩戒を授かり、陳や隋の王侯臣下で智顕を戒師として受戒した者はかなりの数にのぼることは、『国清百錄』の記すところから推測することができる。

智顕の戒学が『梵網經』に基づいていたことは、かれに『梵網經』の注釈である『菩薩戒義疏』の著があり、またつぎにのべる『釈禪波羅蜜次第法門』の文章からみても明らかである。

(1) 「徒十善三皈五戒・八齋戒・沙弥十戒・大比丘二百五

十戒・菩薩十重四十八輕戒。」

(2) 「亦可<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>持<sub>ニ</sub>菩薩十重四十八輕戒。此戒能至<sub>ニ</sub>仏果<sub>一</sub>故。<sup>49</sup>」

また西京禪定道場の曇遷（五四一—六〇七）伝には

「研<sub>ニ</sub>精華嚴・十地・維摩・楞伽・地持・起信等、咸究<sub>ニ</sub>其深蹟。<sup>50</sup>」

とあり、終南山至相道場の静渕（五四三—六一一）も

「自<sub>ニ</sub>華嚴・地持・涅槃・十地、皆一聞無<sub>レ</sub>墜歴<sub>レ</sub>耳便講。<sup>51</sup>」

と伝えているから、両者は「地持戒」に通じその弘通に努めたことが知られる。また河東栖巖道場の智通（五四七—六一）は、俊律師、曇延律師に師事したというから、「地持戒」を学んだものと思われる。

このように隋代における「地持戒」の普及は、智顥やその学系によって行われた「梵網戒」の普及よりは、かなり広範

囲に及んでいたことは明らかである。こうした隋代の「地持戒」研究の潮流は、唐代に至っても衰えなかつたようである。このことは僧伝の中に「梵網戒」による授戒の事実を明言することが稀であることからも察せられる。

#### 四

唐代における菩薩戒の普及について、高僧の伝記などから判断するに、「義解篇」や「習禪篇」に列伝された者の中には

は、「梵網」系の者よりは、「地持」系の戒学を修得した者の多いことは注目すべきことである。このような戒学の動きの原点に立つものは玄奘三蔵（六〇二—一六六四）その人である。いま玄奘訳の『菩薩戒羯磨文』一卷と『菩薩戒本』一卷、或は慧沼（六五〇—七一四）撰の『勸發菩提心集』卷下<sup>54</sup>に掲げられている『大唐三藏法師伝西域正法藏受菩薩戒法』や『自受菩薩戒法』によつて、玄奘の戒学を考察しよう。

『菩薩戒羯磨文』は、「出瑜伽論本地分中菩薩地」と割注でのべているように、それは『瑜伽論』より抜萃して、受戒羯磨・懺悔羯磨・得捨羯磨の三項から成立しているものである。そこでは菩薩戒の從他受・自誓受や、懺悔滅罪をとき、或は戒の得捨において大乗戒は集団的なものよりも、より個人的内面性を重視するものへと展開していることを示している。

『菩薩戒本』一卷については、『開元釈教錄』卷十九に「菩薩戒本一卷 曙無讖訳 一十一紙」、「菩薩戒本一卷 三蔵玄奘訳 一十八紙<sup>55</sup>」とあり、『菩薩戒本』に曇無讖訳と玄奘訳の二訳があつたことを伝えている。ここで問題とする玄奘訳の戒本とは、割注で「出瑜伽論本地分中菩薩地」とのべているように、『瑜伽論』卷四十の終りの部分でのべている「四他勝処法」と、卷四十一でのべる「四十三輕戒」のすべてを、そのままの姿で

掲げてはいることからみて、慧沼撰『勸發菩提心集』卷下にみえる『大唐三藏法師伝西域正法藏受菩薩戒法』や『自受菩薩戒法』と不可分の関係にあることが知られるのである。すなわち『自受菩薩戒法』は、『瑜伽論』卷四十一が「四十三輕戒」を説き終った後で、自誓受戒を説明する部分の文章と全く同じであることからみて、自誓受戒法のテキストとしての性格をもつものと思われる。しかして『西域正法藏受菩薩戒法』は、『菩薩戒羯磨文』よりも簡潔に「受菩薩戒法」をのべ、四重四十三輕戒を從他受する際の受戒の順序次第を具体的に明示している。

曇無讖といわれる『戒本』も、玄奘訳と同本異訳であることは、「出地持戒品中、慈氏菩薩<sup>56</sup>說」とある割注によつて知ることができる。更にまたわが国の天台宗の安然（一八八四）撰『普通授菩薩戒儀廣釈』卷上には、十本の授菩薩戒本が存在したといって、その名前を挙げているが、その中の六本はすでに天台智顕が『菩薩戒義疏』でのべたものと同一である。残りの四本は達磨本・明曠本・妙楽本・和国本である。ところが安然は曇無讖のことと達摩無讖といい、達摩無讖の『菩薩戒本』について、

〔達摩無讖三藏、持<sub>二</sub>菩薩戒、來<sub>二</sub>化西涼。時有<sub>二</sub>沙門法進、求<sub>二</sub>菩薩戒、并請<sub>二</sub>戒本。……今別行地持戒本首安<sub>二</sub>皈敬偈者、是。<sup>57</sup>〕

とのべてはいるから、安然のいう達摩本とは別のものである。関口博士は『廣釈』に菩薩戒の小乗律に対する八勝法が説かれていて、「達摩說<sub>二</sub>八勝法」とある一句に注目して、この八勝法は曇無讖の『菩薩戒本』の中には見出されないが、南嶽慧思（五一五—五七七）の撰述に擬せられている『授菩薩戒儀』一巻に

### 「菩薩戒有<sub>二</sub>八種殊勝<sub>二</sub>云々」

とあるとして、安然のいう「達摩本」とはこの「南岳本」ではないかという説をのべてはいる。博士が「南岳本」と推定した「達摩本」が、禪宗教團の「菩薩戒本」であつたか、或は天台系のものであつたかについては、今後の研究を要する問題である。

またこの他に天台中興の祖といわれる唐代の荆溪湛然（七一一七八二）に『授菩薩戒儀』一巻があり、これが當時広く一般に依用されていた。広く流布した理由として、湛然自身『授菩薩戒儀』の冒頭に

「依<sub>二</sub>古德及梵網・瓔珞・地持并高昌等文、授<sub>二</sub>菩薩戒、行事之儀略為<sub>二</sub>十一門。雖<sub>レ</sub>不<sub>ニ</sub>專依<sub>ニ</sub>一家、併不<sub>レ</sub>違<sub>ニ</sub>聖教。」<sup>58</sup>とのべてはいるように、十一門からなる『授菩薩戒儀』は、古徳の戒儀や梵網・瓔珞・地持・高昌などの諸本が説いてはいる授戒作法に基づいて組織されたものであるから、一家の所説を中心としたものではないからである。それはあたかも『梵

網経』が、中国的な諸要素をすべて吸収したと同じように、十二門からなる受戒作法は当時のものとしては普遍妥当性のあるものであつたことが知られるのである。

また唐代には大曆十二年（七七七）に、天台智顥の『菩薩戒義疏』を刪補したという明曠撰の『天台菩薩戒疏』三巻が存在し、現に大正藏經卷四十に見ることができる。この明曠の『戒疏』上の冒頭に、

仏性常住教起從縁、縁宜不同故、義有廣略。或引衆釈以顯異。或破今古驗非円。或以綺飾引文才。或存膚質成深致。莫非為彰教旨四悉適時也。今隨所欲直筆銷文取捨有憑不違先見。則以天台為宗骨。用天宮之具縁。補闕銷釈貴在扶文。則諸家參取但自慮遺失。豈敢呈露他人。忽漏視聽之縁。幸知源意矣。<sup>(59)</sup>

とのべてゐるから、明曠の撰述意図は古今を破して非円を驗め、天台教學に忠実な戒學を確立することにあつたのである。そのためには、まず

- (1) 天台を以て宗骨となし。
- (2) 天宮の具縁を用い。
- (3) 諸家を參取す。

右のように明曠自身が告白している。右の「天宮の具縁」の「具縁」とは大野博士が指摘するように、具戒の法縁と解されるから、戒儀の意となり、天宮に『受菩薩戒儀』があつた

ことになる。<sup>(61)</sup> しかして明曠は『戒疏』上に「將釈此文七門分別」といつて、七門に分ける中の第四「明受法」で、

明受法者・謹依瓔珞・地持・高昌等文總作一十二門分別。

第一開悟。第二三皈。第三請師。第四懺悔。第五發心。第六示相問遮。第七授戒。第八證明。第九現相。第十陳持犯。第十一明広願。第十二教持戒。<sup>(62)</sup>

と説く所謂「十二門戒儀」は、前述の湛然の妙樂本がのべる形式・内容とよく一致するし、慧沼が伝える玄奘の『西域正法藏受菩薩戒法』も妙樂本・明曠本に似たところがあるから、明曠本は慧沼本をも参照したことは明らかである。<sup>(63)</sup> これについては明曠自身が『戒疏』に

「補闕銷釈、貴在扶文、則諸家參取、但自慮遺失」

とのべていることからも理解されよう。

また唐代には、上述の受戒儀とは性格を異にする密教系のものも存在する。すなわち大正大藏經卷十八に、唐善無畏・敬賢共編の『無畏三藏禪要』一巻と、不空三藏訳『受菩提心戒儀』一巻がそれである。前者の『無畏三藏禪要』は末尾に「京西明寺慧警禪師、先有撰集。今再詳補、頗謂備焉。<sup>(64)</sup>

とあるから、西明寺慧警の撰述を詳補したものであることが知られる。それによれば無畏三藏が『禪要』を詳補する以前に、このような形式の受戒作法がすでに行われていたのであって、それが嵩山会善寺敬賢を始めとする北宗の神秀門下の

者によって、用いられていたものであることが知られるのである。

『禪要』は二部からなり、第一部はつぎの十一門より成つてゐる。

第一発心門。第二供養門。第三懺悔門。第四皈依門。第五発菩提心門。第六問遮難門。第七請師門。第八羯磨門。第九結戒門。第十修四攝門。第十一重戒門。

この十一門を他の諸本が伝える受戒作法と比べた時、とくに注意すべき点は、一般の受戒法で行なう「能持否」の三問三答を「問遮難門」に属したことであろう。

第二部は密教独特のもので、それは

「前雖受菩薩淨戒、今須重受諸仏内証無漏清淨法戒。方今可入禪門、入禪門已、要須誦此陀羅尼。<sup>(66)</sup>」

とのべ、陀羅尼の内容も聞戒・発心・証入・入菩薩行位の四種陀羅尼をそれぞれ三遍誦するのである。そして諸仏内証無漏清淨戒を受けてから禪門に入るべきことを強調する。ここに禪密双修の学仏道が説かれるのであって、きわめて特異なものである。

つぎに三昧に入る初学者に対して、一静処で半跏趺坐し、種々の印を結ぶ方法を説いている。「以右押左不須全跏」といつて、全跏（結跏趺坐）は多病のため定を得ることが難しいという。しかし「若先來全跏坐得者最為妙也」とものべて

いる。このようにして心が外境にとらわれることが無くなれば「然可運心供養懺悔」したことになるというのである。つぎに弘誓願を發し、調氣法を学ぶことになるが、禪門の所謂「數息觀」に當る。調息ができたならば定を学び、三摩地を修する。この三摩地とは、

「直是一切衆生自性清淨心。名為大圓鏡智。」であるという。このように初学者は定を修し、過去諸仏秘密方便加持修定法を行じなければならないと説いている。

また不空（七〇五—七七四）の『受菩提心戒儀』一卷は、『禪要』が説く十一門の受戒法の中、前五門に基づいて偈文の形式でのべ、各門の終りにその真言を附している。

## 五

つぎに禪宗系統にあつては四祖道信（五八〇—六五一）に『菩薩戒法』一本があつたことを、淨覺の『楞伽師資記』の道信章にのべている。さらに南頓北漸という呼称が示すように、南北教団の対立において、南宗はつねに北宗に対する対抗意識に燃えていたから、授菩薩戒本においても当然それぞれ形式を異にするものを持っていたことが考えられる。

北宗系のものは大正藏経巻八五所収、神秀撰『大乘無生方便門』に説かれており、また最澄の『授菩薩戒儀』に對する智証大師の註に

「大唐和上璿受菩薩戒文云……」

とある「大唐和上璿」とは、普寂（六五一—七三九）の弟子道璿であるから、道璿にも『受菩薩戒文』があつたことが知られる。さらに土橋教授<sup>(68)</sup>が紹介した敦煌出土スタイン本第一〇七三号の『授菩薩戒儀』一卷は、『大乘無生方便門』や『南岳本』と同系統にぞくする『授菩薩戒儀』であるといわれる。<sup>(69)</sup>

南宗系のものとしては、荷沢神会の『南陽和上頓教解脱禪門直了性壇語』（以下「壇語」とよぶ）と、敦煌本『六祖壇經』（以下「壇經」とよぶ）などに授戒儀が具体的にのべられてくる。敦煌本『壇經』の標題は

「南宗頓教最上大乘摩訶般若波羅蜜經  
六祖惠能大師於韶州大梵寺施法壇經一卷兼受無相戒弘法弟子法海集記。」

とあり、「施法壇經一卷」とは一般道俗のために行なつた授戒説法の記録と解してよいであろう。<sup>(70)</sup>

宇井博士は『禪宗史研究』において、北宗系の禪者で弘律活動に努めた著名な僧一二六名を掲げている。かれらは禪僧であり、かつ明律僧として小乗戒にも通じており、当時成立していた律宗の三派（相部宗・東塔宗・南山宗）のすべての流れを受けており、とくに相部宗・東塔宗の影響下にあるのは思恒（六五一—七二六）、道璿（七〇二—七六〇）、契微（七二一

—七八一）、普願（七四九—八三四）などがあり、南山律宗の関係では荊州玉泉寺の神秀（六〇六—七〇六）、嵩山の普寂（六五一—七三九）や、道宣親受の弟子恒景（六三四—七二二）があり、その門より惠真（六七三—七五二）、鑑真（六八八—七六三）、懷讓（六七七—七四四）が輩出している。また南山律鈔を講じ、のち普寂門下に入門した法融（七四七—八三五）などが指摘されうる。

かれらの活躍によつて、禪宗教団における道俗への授戒はきわめて盛んであつた。『宋高僧伝』卷十四、「明律篇」にみえる唐越州法華山寺玄儼（六七五—七四二）伝によると、「自三広陵迄於信安、地方千里、道俗受法者、殆出三万人。凡礼三仏名經一百遍、設無遮大会十筵、而入境住持舉無<sub>二</sub>與比<sub>一</sub>、夫秉<sub>レ</sub>法伝授、從<sub>ニ</sub>仏口<sub>一</sub>生。」とある。これは明らかに道俗への授戒説法の盛んな様子を描写したものである。

また玄儼の弟子、越州称心寺大義（六九一—七七九）も、「前後戒壇計一七登、受戒弟子三万余人。<sup>(71)</sup>」いたというし、また蘄春東山の弘忍より禪法を学び、また番禺で慧能に遇つて深く玄理を悟つたという会稽山妙喜寺印宗（六二七—七一三）伝には、

「請置戒壇、命<sub>レ</sub>宗度<sub>一</sub>人。可<sub>ニ</sub>數千百人。<sup>(72)</sup>」

かく大勢の道俗を交えての授戒会であったことは確かである。『壇語』にしても『壇經』にしても、ともにかかる授戒會における戒壇説法の内容であることは間違ひなかろう。

いま『方便門』・『壇經』・『壇語』の三資料によつて、初期禪宗教団で行われた受戒儀の内容を表示するところの通りである。

### 大乘無生方便門

(鈴木大拙全集卷三)

### 南陽和上壇語

(鈴木大拙全集卷三)

### 敦煌本壇經

(鈴木公田校訂本)

(1) 各各蹶跪合掌、當教令<sub>レ</sub>發四弘誓願。

衆生無邊誓願度、煩惱無邊誓願斷、法門無  
盡誓願學無上仏道誓願証。

(2) 次請三方諸仏為和尚等。

(3) 次請三世諸仏菩薩等。

(4) 次教<sub>レ</sub>受三皈。

(5) 次問<sub>ニ</sub>五能。

一者、汝從今日乃至菩提、能捨一切惡

知<sub>ニ</sub>識、不<sub>レ</sub>能。

二者、親<sub>ニ</sub>近善知<sub>ニ</sub>識、不<sub>レ</sub>能。

三者、能坐持禁戒乃至命終不<sub>レ</sub>犯  
戒、不<sub>レ</sub>能。

四者、能誦誦大乘經、問<sub>ニ</sub>甚深義、不<sub>レ</sub>  
能。

五者、能見苦衆生願<sub>ニ</sub>力能救護、不<sub>レ</sub>  
能。

(6) 次各稱己名懺悔罪言。過去未來及現在。身  
在身口意業、十惡罪、我今至心懺悔。願

口意業四重罪。我今至心懺悔。願罪除滅

(1) 今能來各各發無上菩提心。

善知識、總須自體、與授無相戒。見自  
三身仏。(以下略)

(1) 今既自皈依三身仏已。與善知識、發

四弘大願。善知識、一時逐惠能道。衆生  
無邊誓願度、煩惱無邊誓願斷、法門無邊誓

願學。(第二十一節)

(4) 各々礼仏、敬禮過去際一切仏。敬禮未來  
際一切仏。敬禮現在際一切諸仏。敬禮般若  
尊法修多羅藏。敬禮諸大菩薩一切賢聖僧。

依淨衆中尊。

(第二十三節)

(4) 今既懺悔已。與善知識、授無相三皈依  
戒。皈依覺兩足尊。皈依正離欲尊。皈

依淨衆中尊。

(第二十三節)

(6) 說與善知識無相懺悔。滅三世罪障。(中  
略)懺者終身不<sub>レ</sub>為。悔者知<sub>ニ</sub>於前非惡業。

罪除滅、永不<sup>レ</sup>起。五逆罪障重罪、准前。  
譬<sup>フ</sup>如<sup>ヘ</sup>明珠没<sup>ニ</sup>濁水中、以<sup>ニ</sup>珠力<sup>故</sup>、水即

澄清<sup>シテ</sup>堪<sup>ル</sup>受<sup>ニ</sup>淨戒。

(7) 菩薩戒、是持<sup>ニ</sup>心戒。以<sup>ニ</sup>仏性<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>戒性<sup>ニ</sup>。  
心警起即違<sup>ニ</sup>仏性<sup>ニ</sup>、是破<sup>ニ</sup>菩薩戒。護持心

不起、即順<sup>ニ</sup>仏性<sup>ニ</sup>、是持<sup>ニ</sup>菩薩戒。三說。  
次各<sup>ミ</sup>令<sup>ニ</sup>結跏趺坐。

永不<sup>レ</sup>起。一七逆罪、五逆罪。十惡業。障重  
罪。

(7) 若求<sup>ニ</sup>無上菩提、須<sup>フ</sup>信<sup>ニ</sup>仏語、依<sup>チ</sup>仏教<sup>ノ</sup>  
經云、諸惡莫<sup>レ</sup>作、諸善奉行、自淨其意、  
是諸佛教。各須<sup>レ</sup>護<sup>ニ</sup>持齋戒。若不<sup>レ</sup>能<sup>ニ</sup>齋  
戒<sup>ニ</sup>、一切善法、終不<sup>レ</sup>能<sup>ニ</sup>生。

(7) 与<sup>ニ</sup>善知識<sup>ニ</sup>說<sup>ニ</sup>摩訶槃若波羅蜜法。善知  
識、雖<sup>ニ</sup>念不<sup>レ</sup>解、惠能與說。各々聽。

右の表によつて禪門における受戒儀の内容を考察するに、  
禪本来の立場は本覺門に基づく思考方式がとられるから、無  
相戒を説く慧能の『壇經』的な発想が禅的なものとして承認  
されよう。これに対して『方便門』や『壇語』の説相は、智  
顗や安然の伝える諸種の戒本のように、始覺門的立場に立つ  
て小乗の受戒儀を踏襲しようとしている点が著しいことが目  
につくのである。このことは前述のように、唐代における菩  
薩戒の流布は、「梵網戒」よりも、七衆の別解脱戒を説く「地  
持戒」がより歓迎されたことによるものと思われる。試みに  
唐代初期における「地持戒」研究の実態を『続高僧伝』を手  
がかりに眺めてみよう。

京師大總持寺の慧遷<sup>(74)</sup>（五四七—六二六）は、地論・涅槃・地  
持に通じ、開皇十七年（五九七）、文帝が五衆を設定したと  
き、かれは「十地衆主」となり、地論にかけては比肩する者  
がなかつたといわれた。また京師大興善寺法侃<sup>(75)</sup>（五五〇—六

二三）も十地に通じ、最も地持に明るかつた。かれは天下統  
一の霸業をなしとげた隋高祖文帝が、仁寿二年（六〇二）の  
釈尊降誕日に、天下諸州五十一所に第一回目の仏舍利塔を起  
塔の際、宣州（江南寧國府）黎州（直隸大名府濬県）へ赴いて塔  
を建て、道俗教化のために授戒会を行つてゐるが、地持に通  
じた法侃のことゆえ「地持戒」を授けたものと思われる。か  
れは唐代に「十大德」という僧官が設置されたときも、その  
一人に選ばれたほどの大徳であり、律の権威者であつた。

また京師勝光寺の道宗<sup>(76)</sup>（五五二—一六二三）も、智論・十地・  
地持・成実・毘曇を学んだといい、大莊嚴寺の道哲<sup>(77)</sup>（五五三  
—六三五）も十地・地持・四分を学び、教団の指導的地位を  
占め、山俗道侶に律儀を訓えたといわれる。

また沢江清化寺の智徽<sup>(78)</sup>（五五九—六三八）は、毎年涅槃・十  
地・地持・維摩・勝鬘を講ずるのを恒業とし、その名声は遠  
近に及んだ。大業七年（六一）隋の煬帝は智徽を東都内道場

恆不<sup>レ</sup>離<sup>レ</sup>心。諸仏前口説無<sup>レ</sup>益。我此法門  
中、永斷不<sup>レ</sup>作。名為<sup>ニ</sup>懺悔。（第二十二節）

に招き、あるいは懷州の都督鄭國公張亮は遠くかれを招いて

講説させた。智徽は菩薩戒師となつて授戒したが、その戒はおそらく「地持戒」であつたことは明らかである。

また京師普光寺の雲藏<sup>(79)</sup>（五六六—六三五）も、地持・十地を学び、貞觀の訳経には証義の任を果してゐる。皇后は病氣平癒を祈願して、曇藏から「地持戒」を受けており、戒に対する呪術信仰が行われていたことが知られる。

また蒲洲栖巖寺の道傑（五七二—一六二七）は、阿毘曇を講じ、地持を講ずること各五六遍であつたといふから、「地持戒」の研究は唐代に及んでも依然として行われていたことが明らかである。

蘇州通玄寺の恵晏（五七二—一六四九）は天台の学者として、竹園寺の志律師より『十誦律』を学び、菩薩戒や『成実論』を講じ、古律の旧疏で漏失するものがあれば、みな剛正して通暢したといわれてゐる。かれの著書に『道俗菩薩戒義疏』四卷その他があるが、『十誦律』が羅什訳という関係から、『道俗菩薩戒』というのは『梵網經』をさすものとみてよいであろう。

また益州多宝寺の道因<sup>(80)</sup>（五八七—一六五八）は、益州の總管を始め高級官僚の皈依をえ、京邑の大慈恩寺で玄奘と翻訳して梵本を校定したり、証義に充るなど学僧であつた。仏教々学も經律論の三蔵に通に関する諸經論をよくし、戒学では地持

・四分を専らにしたといわれる。

以上は『続高僧伝』に基づいて指摘したにすぎないが、それらは戒律の権威であつた道宣ののべるところであるから、きわめて信用度の高いもので、「地持戒」に対する教界の関心が深かつたことを示してゐる。それゆえこの傾向は禪門における戒律觀にも大きな影響を及ぼしていることは否定できない。

いま『方便門』・『壇語』・『壇經』三本にみられる顯著な点を指摘するならば、『方便門』と『壇經』は共に五門戒儀の形式、すなわち(1)皈依自三身三仏唱、(2)四弘誓願三唱、(3)無相懺悔三唱、(4)自性三皈依戒、(5)般若波羅蜜法という五門の枠内に收めることができる簡単な形式をとつてゐることである。そして『方便門』は懺悔の項において、神秀の漸修の立場がはつきり打ち出されている。三乘經論や四分律儀に通じたという神秀は、つねに客塵煩惱の払拭に努めようとする立場をとるのに對して、慧能のそれは煩惱即菩提乃至は無相懺悔を説くところに著しい相違がみられるのである。

また南宗系の神会は、慧能の宗旨を最も忠実に繼承したといわれるが、かれの道俗への壇場説法の記録としての『壇語』の懺悔の条をみると、その立場は『方便門』と全く同じであり、『壇經』のそれとは大きな開きが認められる。恐らくこれは、神会がかつて神秀に三年間師事した影響によるものと

思われる。さらに神会の三学觀は、伝統的・並列的な三学一等をとき、所謂三學戒をのべるのに対し、慧能は無相戒を主張するよう、同じく南宗系でありながら両者の立場の相違は著しいものがある。

また三本共に菩薩戒として最も重視すべき三聚淨戒や十重戒をとかず、「壇語」や「壇經」が受戒に必要な請師にふれず、ただ「壇經」が「逐<sup>三</sup>慧能<sup>二</sup>道」といって、慧能一人を戒師とする立場をとっている。更に受戒者の適否についても、「菩薩戒經」などが一様に「問遮難」の一項を設けていて、禅系の三本はすべてこれを設けていない。このような形式の受戒儀は、「方便門」や「壇語」から推測する限りでは、禅宗初期以来の形式を踏襲したものと思われる。というのは、少くとも禅思想の形成期における四祖道信には、「瑜伽戒」的な懺悔形式がとられて然るべきであるのに、『楞伽師資記』をみると、『普賢觀經』を引用して

「普賢觀經云、一切業障海、皆從<sup>二</sup>妄想<sup>一</sup>生。若欲<sup>二</sup>懺悔<sup>一</sup>者、

端坐念<sup>二</sup>實相<sup>一</sup>。是名<sup>二</sup>第一<sup>一</sup>懺悔。併除<sup>二</sup>三毒心・攀緣心・覺觀心。念<sup>レ</sup>仏心心相続、忽然澄寂。更無<sup>二</sup>所緣念<sup>一</sup>」

と説くところは、慧能の「無相懺悔」の考えに通するものである。慧能のいう「無相懺悔」とは、われわれの心は元來けがれなく、罪のないことを悟ることであり、念々無念になることをいうにある。所謂「理懺」の立場があらわれてい

る。

ところが北宗神秀の『觀心論』には、われら凡夫は愚癡鈍根で、つねに貪・瞋・痴の三毒心を起すから、

「惑<sup>ニ</sup>亂身心、沈<sup>ニ</sup>沒生死、輪<sup>ニ</sup>廻六道、受<sup>ニ</sup>諸苦惱」

とのべ、さらに

「能超<sup>ニ</sup>彼三毒惡業、即成仏也。以<sup>レ</sup>制<sup>ニ</sup>三毒則諸惡消滅。<sup>(83)</sup>

とのべるよう、われわれの懺悔はこの三毒を起すことを懺悔すべきであるという「事懺」的立場をとっている。この考えがかれの戒学に反映して、

「若能制得<sup>ニ</sup>三種毒心、三聚淨戒自然成就。」

といふ常識的な解釈がなされているのである。これによつても明らかのように、北宗禪においては、南宗禪と違つて禪と律とを同価値的にみようとする傾向が強いことが知られる。

これは上來のべてきたように、五世紀以降の戒律研究が、中國北地に華々しく展開した影響を考慮に入れなければならぬことと関連するのである。

〔註〕

(1) 大正藏卷四〇・五六八上。

(2) 新版伝教大師全集第一、一一三一頁。

(3) 大正藏卷五〇・五六四上。

(4) 平了照「伝慧思本受菩薩戒儀について」(大正大学研究紀要第四十輯)

(5) 大正藏卷四〇・五六八下。

(6) 同  
 (7) 同  
 (8) 同  
 (9) 同  
 (10) 同  
 (11) 同  
 (12) 同  
 (13) 土橋秀高「ペリオ本出家受菩薩戒法について」(竜谷大学  
 仏教学研究二五・二六)  
 卷五〇・三三六下。  
 卷四〇・五六八下。  
 上  
 卷五五・七八中以下。  
 卷五〇・三七七中以下。  
 卷五〇・三七七上以下。  
 卷五〇・四一一下。  
 卷五〇・九二下以下。  
 卷五〇・四五三中。  
 卷五〇・五五三上。  
 卷五〇・四五三下。  
 卷五〇・四五三中。

(14) 大正藏卷五〇・四六九中。  
 (15) 同  
 (16) 諏訪義純「天台疏の制旨本について」(印仏研二一一)  
 (17) 大正藏卷四〇・五六九上。  
 (18) 同  
 (19) 境野「支那仏教史講話」四九〇頁。  
 (20) 大正藏卷五五・二一下。  
 (21) 同  
 (22) 望月信享「仏教經典成立史論」四八四頁。  
 (23) 大野法道「大乘戒經の研究」一二四頁以下。  
 (24) 大正藏卷四九・七八以下。  
 (25) 同  
 (26) 同  
 (27) 同  
 (28) 同  
 (29) 同  
 卷五〇・三三二中。  
 卷五〇・三六三中。  
 卷五〇・一一中。  
 卷五〇・一三三上。

(30) 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31  
 (31) 同  
 (32) 同  
 (33) 同  
 (34) 同  
 (35) 同  
 (36) 同  
 (37) 同  
 (38) 同  
 (39) 同  
 (40) 同  
 (41) 同  
 (42) 同  
 (43) 同  
 (44) 同  
 (45) 同  
 (46) 同  
 (47) 同  
 (48) 同  
 (49) 同  
 (50) 同  
 (51) 同  
 (52) 同  
 (53) 同  
 卷四五・三九六上以下。  
 卷五〇・四五六下。  
 卷五〇・四五六中以下。  
 卷五〇・五六六中以下。  
 卷五〇・四九五中以下。  
 卷五〇・四五八上。  
 卷五〇・四五八下。  
 卷五〇・四五八上以下。  
 卷五〇・五六四上。  
 卷五〇・四五六下。  
 卷五〇・四五六中以下。  
 卷五〇・五六八上。  
 卷五〇・四五八一下。  
 卷五〇・五七二上。  
 卷五〇・五七二中。  
 卷二四。

- (55) 同 卷五五・六八九上。
- (56) 同 卷二四・一一〇七上。
- (57) 同 卷七四・七五七下。
- (58) 大日本統藏經一・二・十・一・五貞。
- (59) 大正藏卷四〇・五八〇中。
- (60) 大野「南岳慧思作と伝うる受菩薩戒儀について」（大正大學々報第二四・二五輯）
- (61) 平了照前掲論文参照。
- (62) 大正藏卷四〇・五八一下。
- (63) 平了照前掲論文。
- (64) 大正藏卷一八・九四六上。
- (65) 景徳伝灯錄卷四にみえる「嵩山敬禪師」が該当すると思われるが、割註で「己上一十四人無機縁語句不錄」（大正五一、一二四中）とあるが、敬禪師は北宋神秀禪師の法嗣十九人中の一人である。
- (66) 大正藏卷一八・九四四。
- (67) 上同卷七四・六三三上。
- (68) 土橋秀高「敦煌本受菩薩戒儀考」（印仏研八一一）
- (69) 関口真大「授菩薩戒儀達摩本について」（印仏研九一一）
- (70) 柳田聖山「初期禪宗史書の研究」二五五頁。
- (71) 大正藏卷五〇・七九五下。
- (72) 卷五〇・八〇〇中。
- (73) 卷五〇・七三一中。
- (74) 卷五〇・五二〇上以下。
- (75) 卷五〇・五一三上以下。

83 82 81 80 79 78 77 76

同 同 同 同 同 同 同 同  
柳田聖山「大乘戒經としての六祖壇經」（印仏研十二一一）。  
大正藏卷八五・一二八七上。  
同 卷八五・一二七一中。  
卷五〇・七一六下以下。

卷五〇・五一二上。  
卷五〇・五八八下。  
卷五〇・五四一中以下。  
卷五〇・五二五以下。

# 受菩薩戒儀一覽表

卷下 西域正法藏受 菩薩戒法 收(大正四五所)	勸發菩提心集 卷下 西域正法藏受 菩薩戒法 收(大正四五所)	受菩薩戒儀 卷上 天台菩薩戒疏	受菩薩戒儀 卷上 天台菩薩戒疏	受菩薩戒儀 卷上 天台菩薩戒疏	受菩薩戒儀 卷上 天台菩薩戒疏	受菩薩戒儀 卷上 天台菩薩戒疏	受菩薩戒儀 卷中 金園集卷上所	受菩薩戒儀 卷中 金園集卷上所										
慧沼本	妙樂本	明曠本	慧思本	遵式本	元照本	宗曉本	授菩薩戒儀式 十科	授大乘菩薩儀										
一、先教發殷 淨心深重心 二、三皈 三、請師 1、受菩薩戒 師 2、五師 a 戒和上 b 阿闍梨 c 教授師 d 証戒師 e 同法侶 f 發菩提心 g 三種菩提 h 心 i 五法相似 j 懺悔 k 一切諸仏	一、(典拠)依古德 及梵網・瓔珞 地持并高昌等 文授菩薩戒 1、開導 2、信能入 3、由有信故 3、三學可成 3、三學中以 戒為首 3、戒有多種 (五・八・ 十・具・菩 薩律儀) 4、戒 4、次戒師忘 戒 3、次應教乞 戒 4、國王想 2、父母想 3、師長想 5、奉大家想 4、與三願 4、自己三業 2、到涅槃彼 岸 3、通達十二	一、(卍藏二十・ 一所收) 二、皈依三寶 (住持、別 相、一体) 1、弘法大海 a 堅持淨戒 b 年滿十臘 c 善解律藏 d 師師相授 e 定慧窮玄 2、次請和上 2、次請和上 2、次請和上 2、法華部 3、依梵網經 明法體行相 (列十科) 1、求師授法 2、請二師 a 和尚 b 阿闍梨 請五座聖師 請五座聖師	一、開悟 二、(住持、別 相、一体) 1、師之五德 觀十方一切 衆生 1、聖人想 2、父母想 3、師長想 4、國王想 5、奉大家想 4、與三願 4、自己三業 2、三皈依 (三說) 五、召請聖師 請五座聖師	序 一、讚戒 二、菩薩戒有 八種殊勝 三、觀五法 天加護 三、皈依三寶 二種 1、華嚴部 2、法華部 重樓四級說 (法華部) 三、依梵網經 明法體行相 (列十科) 1、求師授法 2、請二師 a 和尚 b 阿闍梨 請五座聖師	一、讚戒 二、請三寶諸 天加護 三、請五聖師 1、請 2、五座聖師 1、請 2、法華部 等 三、請聖證明 一心奉請 (三句) 4、授三皈依 1、三種三寶 業 1、貪瞋癡等 身口意不善 一切煩惱、 三、欝悔門 1、欝悔 過現罪障 三、欝悔 (偈文) 四、受三皈依 三皈依真言 五、受菩提心 戒(偈文) 六、最上乘教 真言	一、開導信心 二、請三寶諸 天加護 三、請五聖師 1、請 2、五座聖師 1、請 2、法華部 等 三、請聖證明 一心奉請 (三句) 4、授三皈依 1、三種三寶 業 1、貪瞋癡等 身口意不善 一切煩惱、 三、欝悔門 1、欝悔 過現罪障 三、欝悔 (偈文) 四、受三皈依 三皈依真言 五、受菩提心 戒(偈文) 六、最上乘教 真言	一、開導信心 二、請三寶諸 天加護 三、請五聖師 1、請 2、五座聖師 1、請 2、法華部 等 三、請聖證明 一心奉請 (三句) 4、授三皈依 1、三種三寶 業 1、貪瞋癡等 身口意不善 一切煩惱、 三、欝悔門 1、欝悔 過現罪障 三、欝悔 (偈文) 四、受三皈依 三皈依真言 五、受菩提心 戒(偈文) 六、最上乘教 真言	一、開導信心 二、策導勸信 三、請三寶諸 天加護 四、發於信心 2、戒為万行 之先鋒六度 之基址 1、華嚴部 2、法華部 等 三、請聖證明 一心奉請 (三句) 4、授三皈依 1、三種三寶 業 1、貪瞋癡等 身口意不善 一切煩惱、 三、欝悔門 1、欝悔 過現罪障 三、欝悔 (偈文) 四、受三皈依 三皈依真言 五、受菩提心 戒(偈文) 六、最上乘教 真言	一、開導信心 二、策導勸信 三、請三寶諸 天加護 四、發於信心 2、戒為万行 之先鋒六度 之基址 1、華嚴部 2、法華部 等 三、請聖證明 一心奉請 (三句) 4、授三皈依 1、三種三寶 業 1、貪瞋癡等 身口意不善 一切煩惱、 三、欝悔門 1、欝悔 過現罪障 三、欝悔 (偈文) 四、受三皈依 三皈依真言 五、受菩提心 戒(偈文) 六、最上乘教 真言	一、開導信心 二、策導勸信 三、請三寶諸 天加護 四、發於信心 2、戒為万行 之先鋒六度 之基址 1、華嚴部 2、法華部 等 三、請聖證明 一心奉請 (三句) 4、授三皈依 1、三種三寶 業 1、貪瞋癡等 身口意不善 一切煩惱、 三、欝悔門 1、欝悔 過現罪障 三、欝悔 (偈文) 四、受三皈依 三皈依真言 五、受菩提心 戒(偈文) 六、最上乘教 真言	一、三寶禮拜 (偈文) 札仏真言 禮仏真言 一、三寶禮拜 (偈文) 札仏真言 禮仏真言	一、三寶禮拜 (偈文) 札仏真言 禮仏真言						



2、運心（順）	2、逆十心	2、運心（順）	2、運心（順）
3、陳懺悔	3、發心	3、陳懺悔	3、發心
4、四種心	4、四種心	4、四種心	4、四種心
（四弘誓）	（四弘誓）	（四弘誓）	（四弘誓）
六、問遮	六、問遮	六、問遮	六、問遮
梵網經七遮	梵網經七遮	梵網經七遮	梵網經七遮
七、正授戒	七、正授戒	七、正授戒	七、正授戒
1、三相	1、三相	1、三相	1、三相
（三聚廣敎	（三聚廣敎	（三聚廣敎	（三聚廣敎
2、三遍羯磨	2、三遍羯磨	2、三遍羯磨	2、三遍羯磨
偏圓之相）	偏圓之相）	偏圓之相）	偏圓之相）
八、證明	八、證明	八、證明	八、證明
（仰啓）	（仰啓）	（仰啓）	（仰啓）
九、現相	九、現相	九、現相	九、現相
（受者三品	（受者三品	（受者三品	（受者三品
心不同）	心不同）	心不同）	心不同）
十、說相	十、說相	十、說相	十、說相
梵網十重	梵網十重	梵網十重	梵網十重
十一、廣願	十一、廣願	十一、廣願	十一、廣願
以懺悔受戒	以懺悔受戒	以懺悔受戒	以懺悔受戒
發心所生功德、廻施法界一切衆生	發心所生功德、廻施法界一切衆生	發心所生功德、廻施法界一切衆生	發心所生功德、廻施法界一切衆生

九、十重戒	九、十重戒	九、十重戒	九、十重戒
（瓔珞經）	（瓔珞經）	（瓔珞經）	（瓔珞經）
持戒功德	持戒功德	持戒功德	持戒功德
（十句）	（十句）	（十句）	（十句）
仰啓	仰啓	仰啓	仰啓
證明	證明	證明	證明
現相	現相	現相	現相
十、禮謝諸仏	十、禮謝諸仏	十、禮謝諸仏	十、禮謝諸仏
菩薩	菩薩	菩薩	菩薩
（前揭五師）	（前揭五師）	（前揭五師）	（前揭五師）
十一、（胡跪合掌）	十一、（胡跪合掌）	十一、（胡跪合掌）	十一、（胡跪合掌）
十二、教令發	十二、教令發	十二、教令發	十二、教令發

d、盡形壽隨	d、盡形壽隨	d、盡形壽隨	d、盡形壽隨
e、捨懈怠勤	e、捨懈怠勤	e、捨懈怠勤	e、捨懈怠勤
f、孝養父母	f、孝養父母	f、孝養父母	f、孝養父母
敬事師長	敬事師長	敬事師長	敬事師長
否	否	否	否
g、於五塵境	g、於五塵境	g、於五塵境	g、於五塵境
煩惱生時	煩惱生時	煩惱生時	煩惱生時
能制伏心	能制伏心	能制伏心	能制伏心
h、於無上菩提生信心	h、於無上菩提生信心	h、於無上菩提生信心	h、於無上菩提生信心
否	否	否	否
（以上八つを挙ぐのみ）	（以上八つを挙ぐのみ）	（以上八つを挙ぐのみ）	（以上八つを挙ぐのみ）
8、秉法授戒	8、秉法授戒	8、秉法授戒	8、秉法授戒
依玄奘翻出 三羯磨文、唱	依玄奘翻出 三羯磨文、唱	依玄奘翻出 三羯磨文、唱	依玄奘翻出 三羯磨文、唱
a、梵網十重	a、梵網十重	a、梵網十重	a、梵網十重
b、四十八輕	b、四十八輕	b、四十八輕	b、四十八輕
中略說三	中略說三	中略說三	中略說三

金剛藏、除蓋障菩薩等	金剛藏、除蓋障菩薩等	金剛藏、除蓋障菩薩等	金剛藏、除蓋障菩薩等
2、釈迦（和）	2、釈迦（和）	2、釈迦（和）	2、釈迦（和）
3、文殊（羯）	3、文殊（羯）	3、文殊（羯）	3、文殊（羯）
4、十方諸仏	4、十方諸仏	4、十方諸仏	4、十方諸仏
（証戒師）	（証戒師）	（証戒師）	（証戒師）
磨師	磨師	磨師	磨師
5、一切菩薩	5、一切菩薩	5、一切菩薩	5、一切菩薩
九、結戒門	九、結戒門	九、結戒門	九、結戒門
八、羯磨門	八、羯磨門	八、羯磨門	八、羯磨門
三聚淨戒具	三聚淨戒具	三聚淨戒具	三聚淨戒具
足受持（如是至三）	足受持（如是至三）	足受持（如是至三）	足受持（如是至三）
九、結戒門	九、結戒門	九、結戒門	九、結戒門
十、修四攝門	十、修四攝門	十、修四攝門	十、修四攝門
及十重戒	及十重戒	及十重戒	及十重戒
十一、十重戒	十一、十重戒	十一、十重戒	十一、十重戒
門	門	門	門
1、不應退菩	1、不應退菩	1、不應退菩	1、不應退菩
提心	提心	提心	提心
2、不應捨三	2、不應捨三	2、不應捨三	2、不應捨三
寶瓶依外道	寶瓶依外道	寶瓶依外道	寶瓶依外道
3、不應毀謗	3、不應毀謗	3、不應毀謗	3、不應毀謗

向

十二、教令持

戒  
(修善斷惡)

二四

三寶及三乘  
經典

戒  
(飲酒・食肉  
食五辛)

10、歎德發願  
a 說八種殊  
勝  
b 發四弘誓  
願

4、於甚深大  
乘經典不通  
解処、不應  
生疑惑

5、若有衆生  
已發菩提心  
者、不應說

如是法令退  
菩提心趣向

二乘

6、未發菩提  
心者、亦不

應說如是法

令彼發於二  
乘之心

7、對小乘人

及邪見人前

不應輒說深

妙大乘

8、不應發起

諸邪見等法

9、於外道前  
不應自說我

具無上菩提  
妙戒……

10、但於一切  
衆生、有所  
損害及無利  
益、皆不應  
作及教人作  
見作隨喜